

報告第 1 号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第 7 号）第 2 条第 2 号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 1 月 2 9 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

専 決 処 分 書

自動車破損事故による損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月7日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

1 事故名

自動車破損事故

2 事故発生日時

令和6年6月7日（金）午前11時45分頃

3 事故発生場所

矢巾町流通センター南二丁目地内

町道流通センター南二丁目10号線

4 和解及び損害賠償の相手方

5 損害賠償の原因

相手方車両が水路に設置したグレーチングを通過した際、グレーチングが跳ね上がり、オイルパンを破損したものである。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

179,669円

報告第2号

自動車交通事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車交通事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年1月29日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

専 決 処 分 書

自動車交通事故による損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月7日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

1 事故名

自動車交通事故

2 事故発生日時

令和6年12月2日（月）午後4時2分

3 事故発生場所

矢巾町大字和味第3地割地内

4 和解及び損害賠償の相手方

5 損害賠償の原因

町職員が町有地内に公用車を停車した際、サイドブレーキの利きが甘かったために降車後自走し、隣接する相手方所有地入口の単管パイプバリケードに衝突したものの。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

140,972円